

令和8年度西東京市社会参加マッチング事業
業務委託事業者選定実施要領

第1 趣旨

西東京市（以下「市」という。）で実施する社会参加マッチング事業について、当該事業の委託業者を企画提案競技により選定する。

第2 選定方法

委託業者の選定は、西東京市マッチング事業業務委託事業者選定委員会が、提出された企画提案書等の内容及び以下のとおり実施するプレゼンテーションにより行い、第二次選考における合計得点の最も高い者を第1位の事業者と、契約のための交渉を行う。

(1) 企画提案書等の提出について

提出期限 令和8年2月24日（火）17時必着

(2) 第一次選考

ア 企画提案者から提出された企画提案書等を審査し、上位3社を第一次選考通過者とする。

イ 選考結果

令和8年3月2日（月）17時までに通知する。

(3) 第二次選考（プレゼンテーション）

時間、会場の詳細については、第二次選考対象者へ通知する。

ア 日時

令和8年3月9日（月）午後

イ 会場

西東京市役所田無庁舎（西東京市南町五丁目6番13号）1階102会議室

ウ 実施内容

企画提案書等の内容について、20分以内で補足説明（要点説明）を行うこと。

なお、説明に際し必要な物品は、全て参加者が用意する。ただし、スクリーンは市が用意したものを使用しても可。

データは参加者が当日持参し、入室できる人数は3名以内とする。また、5分程度で準備を行い、説明は必ず主任担当者が行うこと。プレゼンテーション後、選定委員からの質疑を行う。

※プレゼンテーションの実施に当たっては、事業者名等を提示しないものとする。

※詳細は、第2次選考参加通知によるものとする。

エ 選考結果

令和8年3月13日（金）までに担当者へメールで通知するとともに、審査結果を市ホームページで公表する。

第3 委託業務

(1) 業務内容

委託する業務の内容については、別紙仕様書のとおりとする

(2) 契約期間

本事業の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの単年度契約とする。

なお、令和8年度の業務の遂行状況に特段の問題がない場合には、当該事業者と翌年度から2回を限度に特命随意契約により決定することができるものとする。

第4 参加資格

参加資格は、高齢者のフレイル予防、社会参加、生きがいづくり等の促進に意欲を有する事業者で、現に本事業を遂行できると認定するに値する事業実績があり、事業の実施に適した体制整備が可能である（非常勤職員・専門機関との提携等を含む。）ものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は参加できないものとする。

- (1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- (3) 法人等又はその代表者が次に該当するもの。また、参加者は当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできない。なお、契約締結までの期間に該当となった場合は、委託事業者としての資格を喪失したものとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - イ 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - ウ 市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けている団体
 - エ 本委託事業者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

第5 参加費用

本企画提案競技への参加に係る全ての費用は参加者の負担とする。

第6 参加方法

(1) 提出書類

本企画提案競技に参加を希望する場合は、以下の提出書類を第13に規定する提出先に簡易書留郵便、又は持参により提出すること。なお、メール、FAXによる提出は不可とする。

書類名	部数	備考
参加申込書（様式1）	1	西東京市ホームページからダウンロードすること。
会社概要表（様式2）	6	西東京市ホームページからダウンロードすること。
関連事業実績（様式3）	6	西東京市ホームページからダウンロードすること。

企画提案書	6	作成にかかる留意点については第8を参照すること。
見積書	6	作成にかかる留意点については第8を参照すること。

(2) 提出期限

令和8年2月24日（火）17時必着

第7 質問票の提出

作成又は提出に際し質問がある場合は、別紙「質問票」の様式を利用し、令和8年2月16日（月）12時までにメールで第13に規定する提出先まで提出すること。件名は、「【事業者名】令和8年度西東京市社会参加マッチング事業業務委託 企画提案競技質問票の提出について」とすること。回答については、公平を保つためすべての質問及び回答を令和8年2月18日（水）までにホームページに掲載する。

第8 企画提案書等作成の留意点

企画提案書等は、次の点に留意して作成すること。

(1) 企画提案書の内容

次の項目については、企画提案書に必ず記載すること。

①提案内容について

シニアの多様なニーズに応じた情報収集や他機関との連携、講座・セミナーの開催、生きがいを持って活動できる場の創出、サイトデザインの工夫等を含めた本事業を効果的に実施するための企画提案

②個人情報の管理について

③その他

コスト削減策等、上記項目に含まれない内容で特記すべき点について
なお、企画提案書の目次は①から③の順番とすること。

(2) 企画提案書等の書式

①A4版、20ページ以内とする（表紙及び裏表紙を含まない。）。

②使用言語は日本語とする。

③提出部数は正本1部、副本5部とする。正本は事業者名等を表記し、副本5部は不記載とすること。

正本の見積書には、社印及び代表者印を押印すること。

④カラー・白黒は問わない。

⑤両面印刷とする。

⑥①以外の追加資料は認めない。

(3) 見積書作成の注意点

見積りに関しては、次の事項を考慮に入れたうえで作成すること。

①見積りの所要経費には、郵送料、必要物品、材料費等を含めること。

②見積りには内訳を付けること。

③書式は問わない。

④見積書に記載のない費用が発生しないようにすること。

⑤令和8年度、令和9年度、令和10年度及び3か年度総額と計4つ作成し、それぞれ
日付は令和8年2月24日、宛名は「西東京市長 池澤 隆史」とすること。

(4) 提出書類の取り扱い

①委託事業者選定までの間、提出書類の著作権は提出者に帰属する。ただし、市は実施
団体選定に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で使用できる
ものとする。

②提出書類については、返却しないこととする。

③提出書類は、市の情報公開制度の対象となる。ただし、次のものは不開示とする。

ア 個人情報

イ 事業活動情報（技術上の秘密に関する情報、営業活動上の秘密に関する情報、団
体等の信用力に関する情報、専ら団体等の内部に関する情報等）

ウ 選考等の事務に関する情報で、公開することにより、当該事務若しくは同種の事
務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは適切な執行を著し
く困難にするおそれのあるもの等。

2 委託事業者選定後において、提出された企画提案書の内容と実際のサービスの提供内容
に大きな乖離があると認められた場合は、契約を取り消すことがある。

第9 本件予算額

本業務委託契約に係る限度額は、7,644,000円（消費税込）とする。

第10 日程

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 募集・仕様書配布 | 令和8年2月10日(火)から |
| (2) 質問受付期間 | 同2月10日(火)～2月16日(月) 12時まで |
| (3) 質問回答日 | 同2月18日(水) HP上にて掲載 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 同2月24日(火) 17時まで |
| (5) 第1次選考 結果通知 | 同3月2日(月) 17時まで |
| (6) 第2次選考（プレゼンテーション実施日） | 同3月9日(月) 午後 |
| (7) 選定結果通知 | 同3月13日(金) まで |

※(1)については、西東京市ホームページにて掲載、配布する。

※(2)(5)(7)については、担当者へ電子メールにより行う。

第11 失格事項

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、市職員及び市関係者に選定委員会に対する
援助を求めた場合は失格とする。
- (2) 提出方法及び提出期限に適合しない場合は失格とする。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は失格とする。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (5) 要件定義に適合しない提案の場合は失格とする。
- (6) その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があつた場合は失格とする。

第12 その他

- (1) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施する。選定された業務受託候
補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行い、価格等を調整した上で契約

を締結する場合がある。

- (2) 選考結果に関する問合せについては、一切対応しない。
- (3) 以下の費用について、西東京市は一切負担しない。
 - ① 本プロポーザル参加に関する費用
 - ② 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ③ 契約締結から本業務開始日までの間における準備に要する費用
- (4) 提出期間終了後の提出書類の変更及び差替えは認めない。
- (5) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却は行わない。
なお、提出書類の著作権は提出者に帰属するが、西東京市情報公開条例の規定に基づき情報公開の対象文書になる。
- (6) 提出書類は選考等において必要な場合は複写する。
- (7) 業務受託候補者が正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消す。
- (8) 業務受託候補者が、契約締結までに業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損う等により本業務受注者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しない。

第13 提出・問い合わせ先

西東京市健康福祉部高齢者支援課生きがい推進係 担当：田中、牛窪

住所 東京都西東京市南町五丁目6番13号

電話 042-420-2812（直通） FAX 042-462-1130

E-mail f-koureい@city.nishitokyo.lg.jp （田中、牛窪あて）